

○特定関係にある資格者同士の競争入札への参加について

令和5年2月24日建管第1523号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、
各部局長、各地方部局長あて農政部長、水産
林務部長、建設部長、出納局長

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）がある場合には、公正な入札の執行の観点等から工事及び設計、測量など工事に係る委託業務や公共土木施設等の維持管理等に係る委託業務（以下「工事等」という。）という。）の同一入札への参加について一定の制限をする必要があることから、次のとおり取扱いを定め、令和5年4月1日以後に、入札公告及び指名通知を行う工事等から適用することとしたので事務処理を適切に行ってください。

なお、「特定関係にある資格者同士の入札参加について」（平成19年9月6日付け建情第631号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）は令和5年3月31日をもって廃止します。

記

1 基準に該当する場合の取扱い

競争入札により実施する入札において、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者の全員が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、「その他入札に関する条件に違反した入札」として、「建設工事事務取扱標準様式の設定について」（昭和48年4月2日付け局総第151号）第12号様式「建設工事競争入札心得」、「一般競争入札及び指名競争入札の執行に係る様式の制定について」（平成16年4月1日付け局総第11509号）第5号様式「競争入札心得」及び「建設工事競争入札の取扱いについて」（平成19年9月6日付け建情第660号）別紙「建設工事競争入札心得」（以下「入札心得」という。）第7条第12号に基づき、無効とする。

2 基準

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合

3 公告等への記載

(1) 入札に参加する者に必要な資格、応募に必要な要件として基準に該当しない者であることを、入札の公告、入札説明書又は指名通知書（以下「入札の公告等」という。）に明示するものとする。

(2) 基準に該当する者のした入札は無効とする旨を、入札の公告等に明示するものとする。

4 特定関係の確認

特定関係については、建設工事等競争入札参加資格審査申請時に提出される「競争入札参加資格審査申請書付票（別記第6号様式）第2葉（業態調書）」により確認を行うほか、次により取り扱うものとする。

(1) 一般競争入札

ア 支出負担行為担当者は、一般競争入札参加資格審査申請書の添付書類として別記様式を入札に参加しようとする者から提出させ、特定関係にある者が同一入札に申請書を提出していないか確認を行うこと。

なお、工事に係る参加申請の場合は、審査時に、発注工事に係る設計業務等の受託者との特定関係がないことを併せて確認を行うこと。

イ 同一入札に特定関係にある資格者が申請書を提出している場合は、特定関係にある資格者の全員を入札参加資格者としめないこと。ただし、一方が、入札参加申請を取り下げた場合を除く。この場合、本通知を遵守する目的で入札参加資格申請を取り下げる者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、入札心得第4条第2項には該当しない。

ウ 支出負担行為担当者は、イの結果を踏まえて、入札参加資格者を決定するものとする。

(2) 指名競争入札

支出負担行為担当者は、入札参加予定者の選考にあたり、特定関係の有無について、十分に確認を行うこと。

5 新たに特定関係となった場合の取扱い

入札参加資格者及び入札参加予定者（以下「入札参加予定者等」という。）が、新たに基準に該当することが判明した場合の取扱いについては、次のとおりとする

(1) 資格決定又は指名通知から入札書提出の前まで

本取扱いを遵守する目的で基準に該当する入札参加予定者等の中で、入札への参加を辞退する者を決めるものとする。この場合、支出負担行為担当者から連絡を受けた当事者間で連絡を取ることは、入札心得第4条第2項には該当しない。

また、指名競争入札の場合、「入札辞退者等の取扱いについて」（平成4年3月30日付け管理第2272号）の1により、入札参加者の追加指名は行わないものとする。

(2) 入札書提出から落札者を決定する前まで

基準に該当する全ての入札参加者の入札書を無効とする。

なお、指名競争入札においては、入札参加者が1者となった場合、当該入札を中止するものとする。

(3) 落札者の決定から契約締結の前まで

落札者が基準に該当する者である場合は、当該入札結果を無効とし、改めて入札を実施するものとする。

6 その他

随意契約の場合で、複数の者から見積書を徴し契約の相手方を決定する場合も、本通知による取扱いを準用できるものとする。

農政部農村振興局事業調整課事業管理係
水産林務部総務課管理係
建設部建設政策局建設管理課工事管理係
出納局財務指導課企画係